

財務諸表に対する注記

2024年度決算

1.継続事業の前提に関する注記

継続事業の前提に重要な疑義を抱かせる事象または状況はありません。

2.重要な会計方針

(1)固定資産の減価償却の方法

定額法に固定資産の帳簿価額を直接減額しています。

(2)消費税の会計処理

税込方式で行っております。

3.会計方針の変更

該当ありません。

4.基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりです。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
大規模修繕積立金	1,000,000	1,000,000	0	2,000,000
預かり保証積立金	6,827,000	0	0	6,827,000
合 計	7,827,000	1,000,000	0	8,827,000

5.基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりです。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
特定資産				
大規模修繕積立金	1,000,000	0	2,000,000	0
預かり保証積立金	6,827,000	0	0	6,827,000
合 計	7,827,000	0	2,000,000	6,827,000

※第97回理事会第4号議案にて「4. 投資有価証券」神奈川県公債の償還により、特定資産として「大規模修繕積立金」を設定した。

6.実施事業資産の状況等

(1) 継続事業（労働者文化福祉の向上及び地方自治研究に対する支援事業）

資産の名称	時価評価資産の 算定時の時価	移行後に取得した 場合の取得価額	前事業年度末日の 帳簿価額	当該事業年度末日 の帳簿価額	使用の状況
固定資産					新規取得した什器・備品を含 め、引き続き労働者文化福祉 の向上及び地方自治研究に対 する支援事業のために使用
建物	71,380,000	0	159,425,526	151,918,850	
建物付属設備	0	13,246,078	5,668,118	5,296,605	
什器・備品	0	4,224,428	558,757	251,978	
構築物	0	728,838	461,601	388,718	
土地	78,620,000	0	289,266,559	289,266,559	
電話加入権	2,000	0	378,400	378,400	
敷金		0	45,000	45,000	
合 計	150,002,000	18,199,344	455,803,961	447,546,110	

7.担保に供している資産

該当はありません。

8.固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりです。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建 物	411,127,382	259,208,532	151,918,850
建物付属設備	109,479,742	104,557,137	5,296,605
什 器 備 品	28,280,100	28,028,122	251,978
構 築 物	728,838	340,120	388,718
土 地			289,266,559
電話 加入権			378,400
敷 金			45,000
合 計	549,616,062	392,133,911	447,546,110

9.保証債務等の偶発債務

該当ありません。

10.満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当ありません。

11.関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は、次のとおりです。

種類	支配法人			
法人等の名称	自治労神奈川県本部			
住所	神奈川県横浜市南区高根町1-3			
資産総額（円）	684,516,564			
事業の内容	労働組合			
議決権所有割合	-			
関係内容	役員の兼務等	財団における兼務役員数 理事4名		
	事業上の関係	1. 施設の賃貸 2. 資金の借入		
取引の内容	寄付の受取	賃料の受取	負担金の受取	資金の借入
取引金額（円）	0	10,382,988	5,618,052	5,000,000
科目	長期借入金			
期末残高（円）	140,000,000	-	-	-

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

賃料・負担金の決定方針並びに寄付・借入金の金額等決定方針は以下によります。

- 1)賃料・負担金については賃貸借契約に基づき決定
- 2)寄付・借入金については、理事会・評議員会により承認された金額に基づき決定

12.重要な後発事象

該当はありません。

13.その他

関連当事者以外の長期借入金の移動の内容

該当ありません。

※なお、貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書については、上記の注記をもって省略する